

九重町奨学金返還支援要綱

公益財団法人玖珠郡育英会に係る、九重町奨学金返還支援要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 将来を担う若者の県内回帰と定着、及び、九重町内の定住促進、教育・医療・介護現場の優秀な人材確保、獣医師不足の解消を目的とし、公益財団法人玖珠郡育英会の奨学金の貸与を受け、一定の条件を満たす者に対して奨学金の返還を支援する。

(対象者)

第2条 本補助金の対象となる者は、令和2年度より新たに玖珠郡育英会奨学金の返還を開始する現奨学生で、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 職業を問わず、町内に居住、県内に就業していること。但し、国及び地方公共団体の職員は除く。
- (2) 町内出身者の教員で正規職員または臨時職員として、県内に居住・就業していること。(但し、将来九重町内の小中学校に10年以上勤務を希望する者)
- (3) 看護師・介護士で県内に居住し町内に就業する者
- (4) 獣医師で県内に居住し町内の畜産振興に寄与する者

(補助対象額及び補助対象期間)

第3条 補助対象額は、返還する奨学金の年返還額とし、最大、返還総額の1/10とする。
また、返還補助対象者以外の者が、返還途中に、補助対象要件を満たした場合、申請時の返還残額を補助の対象とする。

(繰上返還分については、補助金の対象外とする)

2 補助対象期間は、最長10年とする。

返還途中より補助対象者となった者は、返還残年数のみを補助の対象とする。

3 病気等による休職期間について奨学金の返還猶予を受けた場合は、補助金は交付しない。

(補助対象者の認定申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、その交付申請を行う前までに、補助対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の補助対象者の認定を受けようとする者は、様式第1号に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 就労証明書
- (2) 住民票の写し

- (3) 奨学金の貸与金額、貸与期間、返還年額、返還計画を証明できるもの
- (4) 公益財団法人玖珠郡育英会への個人情報提供同意書
- (5) 九重町暴力団排除条例による誓約書
- (6) 教員については、町内勤務希望確認書
- (7) その他町長が認定のために必要とみとめたもの

(補助対象者の認定等)

第 5 条 町長は、前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、返還補助対象者認定通知書を申請者に通知するものとする。

(補助対象者の辞退)

第 6 条 補助対象者が認定を辞退する場合は、九重町奨学金返還補助金対象者認定辞退申請書を町長に提出するものとする。

(補助対象者の認定取消)

第 7 条 町長は、次の各号の認定取消要件に該当する場合は、補助対象者の認定を取り消すことができる。

- (1) 本要綱による事由以外の事由により奨学金の返還が免除された場合
- (2) 補助対象者が辞退する場合
- (3) 認定申請書・添付書類の記載事項が事実と異なるとき
- (4) 大学等卒業後、6 か月以内に対象者の要件を満たさなかった場合
- (5) 県外に転出した場合（教員の海外勤務を除く）
- (6) やむを得ない事情による離職期間が通算して 12 か月を超えた場合
- (7) 奨学金の返還を延滞している場合
- (8) 町税に滞納がある場合
- (9) 九重町暴力団排除条例に該当する者、または密接な関係に該当する者と判明した場合

(補助金の交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、指定された期日までに、補助金の交付申請を行わなければならない。

2 前項の交付申請は、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還補助金交付申請書
- (2) 就労証明書
- (3) 住民票の写し
- (4) 返還額が証明できる書類（領収書の控え等）
- (5) 誓約書

(6) その他補助金交付のため必要なもの

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定に基づく額の確定後、補助金の交付決定者からの請求に基づき行うものとする

(返還請求)

第11条 補助金の交付を受けた者が、5年以内に第2条の要件を継続して満たさなくなった場合、交付を受けた補助金の全額を返還しなければならない。ただし、災害、病気等をやむを得ない事情等、町長が特に認める場合はこの限りではない。なお、5年を超えて第2条の要件を継続して満たした場合には、交付した補助金の返還は求めないものとする。返還途中に要件を満たさなくなった場合はその後の補助金は打ち切ることとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、3年以内ごとに見直しを行うものとする。